## 蓮田市コミュニティ掲示板利用及び管理に関する要綱

平成26年4月22日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市コミュニティ掲示板(以下「掲示板」という。)の利用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この掲示板は、情報発信の場所を提供することによって、蓮田 市民のコミュニティ活動を推進するとともに、違反広告物をなくし、 街の美化を維持することを目的とする。

(掲示板の場所等)

- 第3条 この要綱の対象となる掲示板の場所は、蓮田市本町3842番 地2とする。
- 2 設置箇所は、JR東北本線蓮田駅の自由通路に接続する西口エレベーター2階ホールとする。

(維持管理)

第4条 この要綱に定める掲示板の維持管理は、環境経済部自治振興課 が行う。

(利用者の心得)

第5条 掲示板を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、 掲示板の利用にあたり、通行者及び他の利用者に迷惑を及ぼすことの ないよう努めなければならない。 (利用者の範囲)

- 第6条 利用者は、次のとおりとする。
  - (1) 蓮田市内に居住している者が所属している団体
  - (2) 蓮田市内に通勤又は通学している者が所属している団体
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(会場の範囲)

- 第7条 掲示物に表示できる会場の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 蓮田市内
  - (2) 春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町の一般 開放されている公共施設

(掲示物の制限)

- 第8条 市長は掲示物の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、 利用を認めないものとする。
  - (1) 法令等に違反するもの
  - (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 営利目的のもの
  - (4) 宗教的又は政治的な目的のもの
  - (5) 特定の思想・信条を表していると認められるもの
  - (6) 個人又は法人の宣伝であるもの
  - (7) 掲載の意図や内容が不明確なもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、内容に公共性及び公益性のないもの

(利用申請)

- 第9条 利用者は、様式第1号の蓮田市コミュニティ掲示板使用承認申請書(以下「申請書」という。)に掲示物を添えて、市長に提出し、 その承認を受けなければならない。
- 2 利用者は、掲示期間終了日の60日前から申請を行うことができる

ものとする。

(承認)

- 第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容が次の各号の 要件を満たすことを確認し、これを承認する。
  - (1) 第6条及び第7条に適合すること
  - (2) 第8条に抵触しないこと
  - (3) 事前に承認した他の掲示物と期間及び掲示箇所が重複しないこと
- 2 市長は、前項の規定により承認をしたときは、当該申請書に受付印を押し、掲示物に承認印を押して利用者に交付する。

(掲示の位置、期間等)

- 第11条 市長は、前条第1項の規定により承認をするときは、利用者 の意見を聞いて、掲示の位置及び期間を定めるものとする。
- 2 掲示期間終了日は、掲示物の目的が達成される日の翌日までの期間 で定めるものとする。
- 3 掲示できる回数は、同一利用者について月1回とし、1回の掲示期間は、14日以内とする。また、同一内容のものは、1回につき1枚限りとする。
- 4 利用者は、承認を受けた掲示期間開始日の翌日までに掲示板に掲示物を掲示し、掲示期間が満了したときは、これを自ら除却しなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、 掲示物を除却し処分することができる。

(利用者の賠償責任)

第12条 利用者は、故意又は過失により掲示板に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。 (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、掲示板の利用及び管理ついて 必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。